

## ○工事・コンサル指名停止業者一覧表

指名停止の期間	商号または名称	主たる営業所の所在地	指名停止の理由 (別表の該当項)	備考
令和8年 1月13日から 令和8年 6月12日まで	(株)トーニチコンサルタント	大阪府大阪市北区	独占禁止法違反 (別表第2第2項)	要綱第4条第6項を 適用
令和8年 4月10日から 令和8年 5月 9日まで	(株)大林組	京都府京都市中京区	不正又は不誠実な行為 (別表第2第4項)	